

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 施設等において相談支援業務に従事するもの(包括支援センター含む)	3年以上
	医療機関において相談支援業務に従事するの者で次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等※1を有する者 (4)施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	特別支援教育(盲学校・聾学校)における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	
	②直接支援業務 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上
	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
	盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可) (1)社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2)訪問介護員(ホームヘルパー2級)以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3)保育士 (4)児童指導員任用資格者	3年以上
	上記①の支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格※1による業務に3年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)	3年以上

※1 国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことをいう。